

グループ会社内での情報の共有について

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社

当社を含む「JP モルガン・チェース・アンド・カンパニー」グループ（以下「JPMC グループ」といいます。）各社は、JPMC グループが提供する各種商品、サービス等を的確かつ継続的にご提供し、かつ JPMC グループの健全性を維持するため、広い視野に立ったグループ管理が必要と考えております。その観点から、JPMC グループ各社において、法令の許容する範囲でお取引情報を含むお客様の非公開情報（以下単に「非公開情報」といいます。）を、所定の条件のもと、法令の許容する範囲において共有させて頂きたく存じます。

但し、非公開情報を共有させて頂く場合でも、JPMC グループ各社で業務上必要な役職員のみが非公開情報を知ることができ、非公開情報の機密性が損なわれることのないよう最大限の注意を払うと同時に、アクセス制限を設けることその他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものと致します。なお、JPMC グループ各社における非公開情報共有の取扱いに関する詳細は下記 1～5 の通りです。

当社においては、JPMC グループ内での非公開情報の共有に当たっては、お客様から書面による情報共有の同意を頂くこと（以下「オプトイン方式」といいます。）を原則としておりますが、お客様からのご要望に応じ、JPMC グループ内での非公開情報の共有について事前に通知させて頂くこと（以下「オプトアウト方式」といいます。）とすることも可能です。オプトイン方式の対象となっているお客様（以下「オプトイン顧客」といいます。）につきましては、オプトイン方式をご同意いただいた書面で情報共有可能とされる範囲につき、本書の記載は適用されないことにご留意下さい。ご質問あるいは、お申出等がおありの場合には、担当営業員にご連絡下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

当社から非公開情報を共有する旨の通知を受けたお客様（以下このような通知を受けたお客様を「オプトアウト対象顧客」といいます。）につきましては、本書の記載が適用されます。なお、お客様がオプトアウト対象顧客とオプトイン顧客のいずれに該当するかについては、下記 7 に記載の相談窓口にご連絡して頂くことによっても確認することができますので、ご不明の場合にはご連絡下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

1. 共有する情報の範囲

JPMC グループ各社が現在までに知り得た、または将来において知り得る、お客様に関する公表されていない情報（過去の取引の内容、取引の予定、取引時期等の、金融商品取引業等に関する内閣府令第1条第4項第12号に定める「非公開情報」を含みます。）のうち、以下に掲げるもの。

- ・ お客様の名称
- ・ お客様の事務所の所在地
- ・ お客様の電話番号
- ・ お客様のファクシミリ番号
- ・ お客様のご担当者氏名
- ・ JPMC グループ各社との契約内容（解約済みの契約に関するものを含みます。）および JPMC グループ各社が当該契約の履行の過程で得た情報
- ・ JPMC グループ各社との契約資産の総額、組入れ資産の内容、資産の売買実績、運用状況および運用パフォーマンス
- ・ JPMC グループ各社との間で授受する報酬その他の金銭の額
- ・ JPMC グループ各社との面談内容
- ・ お客様の運用資産に関する情報（年金制度(例、キャッシュバランズプラン導入の有無)に関する情報、年金資産全体の情報(例、不動産への投資の有無、採用しているコンサルタントの名称)等を含みます。)

2. 非公開情報を共有する JPMC グループ各社の定義

非公開情報を共有する JPMC グループ各社とは、米国の持株会社である JPMorgan Chase & Co.および同社と直接または間接の資本関係により密接な関係を有する会社をいい、海外に所在する会社を含みます。

3. 非公開情報の授受の方法

非公開情報の授受は、口頭、書面、Eメール、データベースへのアクセス付与又は共有その他の方法によります。

4. 非公開情報の管理の方法

JPMC グループ各社は、アクセス制限を設けることその他の方法により、非公開情報が不正にアクセスされたり、用いられたりしないよう非公開情報の管理に関して必要な措置を講じるものと致します。

5. 提供先における非公開情報の利用目的

当社は、下記の目的でお客様に関する非公開情報を利用することがございます。

- ・ JPMC グループ各社のグループとしての経営管理およびリスク管理
- ・ JPMC グループ各社のグループとしての総合的サービスの提供
- ・ 他の JPMC グループ会社とのコンピュータ・システムまたはデータベースの共同利用
- ・ 他の JPMC グループ会社に対する業務の委託

6. お客様が当社らの非公開情報の共有を希望しない場合における当該非公開情報の管理方法

お客様が、JPMC グループ各社のいずれかに対して、非公開情報の共有の停止を求めた場合、JPMC グループ各社は、それ以降新たに非公開情報を共有することは致しません。また、かかるご希望を頂く前に共有データベース等に保存された非公開情報については、当該共有データベース等を共有する JPMC グループ各社が、当該共有データベース内で、またはそれぞれのデータベースに移行すること等により、上記 1～5 の制限の範囲内で適切に利用・管理することと致します。

7. 当社らによるお客様に関する情報の共有につき、ご質問あるいは、お申出等がおありの場合には、当社の担当営業員にご連絡下さいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件に関する当社らの一般の相談窓口は以下のとおりです。

〒100-6432

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号 東京ビルディング

JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社コンプライアンス部

電話番号：03-6736-2000 （受付時間：月～金 午前9時～午後5時）